

物 品 供 給 契 約 書 (案)

契約担当者 滋賀県病院事業庁長 正木 隆義 (以下「甲」という。)と 滋賀県立総合病院の物品管理業務を請け負った【SPD業者】 (以下「乙」という。)と 販売者 (以下「丙」という。)とは、物品の供給について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、物品管理業務を請け負った乙を介し、物品の供給を受けるものとする。乙は、丙から物品を購入する。

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 品目、規格等 | 別紙明細書のとおり |
| (2) 単価 | 別紙明細書のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |
| (4) 納入場所 | 滋賀県立総合病院 |

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、全額を免除する。

(中間検査)

第3条 乙および丙は、物品の品質等に関し、甲が必要と認めるときは、引き渡しの前に甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。
- 3 乙および丙は、甲の中間検査に立ち会わなければならない。
- 4 乙および丙は、正当な理由がなく甲の中間検査に立ち会わなかった場合は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 中間検査の実施の期日場所は、甲、乙、丙協議のうえ定める。
- 6 乙および丙は、検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 7 検査に直接必要な費用(物品破損等による損失を含む。)は乙および丙の負担とする。ただし、検査員の故意または過失により、過分の費用を要した分については、この限りではない。

(受領検査)

第4条 丙は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して乙に引き渡し検査を受けなければならない。乙が甲に物品を納入しようとするときも同様とする。

- 2 甲は、前項の引き渡しを受けた日から10日以内に検査をしなければならない。

(検査における不合格等)

第5条 検査の結果、不合格と判定されたときは、乙および丙は、自己の費用をもって遅滞なくこれを引き取り、代品の納入、補修等の処置をしなければならない。

- 2 乙および丙が甲の請求にかかわらず、不合格と判定された物品を納入場所から引き取らない場合には、甲は、当該物品の保管の責任を負わない。
- 3 前条および第1項の規定は、乙および丙が第1項の規定による物品の納入、補修等の処置をとつ

た場合に準用する。

- 4 検査の結果、当該物品に軽微な瑕疵はあるが、使用上支障がないと認め、期限その他の条件から代品の納入、補修等が困難と認めたときは、契約単価から相当額を値引きして採用することができる。この場合において、値引き金額は、甲、乙、丙協議して定める。

(所有権の移転時期)

第6条 乙が甲の各部門に物品を払出単位にもとづき納品（払出）し、甲の受領検査の結果合格と認めたときをもって乙から甲へ所有権が移転する。

- 2 甲から乙に返品する場合は、乙が甲の財産として倉庫に保有する場合を除き甲の各部門より乙へ物品を払出単位に基づき返品し、乙の受領検査の結果合格と認めたときをもって甲から乙へ所有権が移転する。
- 3 丙が納入場所に物品を包装単位にもとづき納品し、乙の受領検査の結果合格と認めたときをもって丙から乙へ所有権が移転する。
- 4 前条第4項の規定による値引き受領が適用される場合は、採用したときをもって甲および乙に所有権が移転する。

(納入期限)

第7条 丙は、乙の発注を受けてから原則として3日以内に納品する。

- 2 丙は、天災地変その他の不可抗力により、物品を納入期限までに納入できないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長を求めることができる。
- 3 甲は、前項の申請があったときは、その事由を審査し、正当と認めるときは、丙と協議のうえ、納入期限の延長日数を定める。

(個人情報の保護)

第8条 乙および丙は、この契約による物品の供給業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない

(所有権移転前の契約物品に対する損害負担)

第9条 所有権移転前に生じた物品の滅失、損傷、その他一切の損害は、甲の責に期すべきものを除き、乙および丙の負担とする。

(代金の支払)

第10条 甲は、次項による適法な請求書を受領した日から30日以内に売買代金を支払う。

- 2 乙および丙は、第6条に規定の所有権の移転後、書面をもって丙が乙に、乙は甲に代金の支払を請求することができる。
- 3 代金の支払いは、契約単価に数量を乗じた額に100分の10を乗じて得た額（消費税および地方消費税の額は消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づく）を加えるものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

(部分払い)

第11条 甲が、あらかじめ分割して物品を納入することを指示した場合には、乙は、分割納入した当該物品に係る代金を請求することができる。

(契約の変更)

第12条 甲は、納入期間、納入場所、代金の算出方法およびその他の契約に定める条件を、乙および丙と協議のうえ変更することができる。

2 材料価格基準の変更またはその他の事情が生じ、物品の契約単価が著しく不相当と認められるに至った場合は、甲・乙・丙は協議をし、契約単価を変更することができる。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙および丙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

4 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または過大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延による損害金)

第14条 甲は、乙および丙の責に帰すべき理由により、物品の納入期間内に納入しないときは、遅延日数に応じ、契約単価（第6条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額）に、当該納期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができる。

2 甲があらかじめ分割して、物品を納入することを指示したときは、当該分割納入に係る物品の代金相当額に、遅延日数に応じ、第1項に示す割合を乗じた額を遅延損害金として請求することができる。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

(特許権等の使用)

第15条 乙および丙は、この契約の履行につき、物品の全部または一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、その実施等につき第三者から異議の申し出があったときは、すべて乙および丙の負担及び責任で解決しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約に定める債務を履行しな

いときは、甲は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙および丙が、納入期限内または納入期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 乙および丙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
 - (3) 乙および丙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
 - (4) 乙および丙が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により、営業の停止を受け、また許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
 - (5) 乙および丙が本契約の入札等にあたり談合その他の不正行為をしたとき。
 - (6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。または、丙、丙の役員等（丙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 各号に定めるもののほか、乙および丙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。
- 2 乙および丙は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
 - 3 前 2 項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、県立総合病院に在庫する乙の所有する物品のうち甲が指定する物品については、甲に所有権を移転し、第 10 条による代金の支払を行うものとする。

（不当介入のあった場合の通報・報告義務）

第 17 条 乙および丙は、この契約の履行に当たり前条第 1 項第 6 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（合意管轄）

第 18 条 甲、乙および丙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(誓約書の提出)

第19条 丙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第16条第1項第6号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙1の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(乙および丙の解除権)

第20条 乙および丙は、甲が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲の責に帰すべき理由により、この契約を履行できない状態が相当の期間にわたり、乙および丙が重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能になったとき。

2 第16条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(根拠法令)

第21条 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）およびその他法令の定めるところによる。

(契約内容の変更)

第22条 材料価格基準の変更やその他の事情により、物品の納入価格が不相当であると認められる場合は、甲、乙、丙協議の上、契約単価を変更することができるものとする。

(協議)

第23条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙、丙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通保管する。

令和8年 月 日

甲 契約担当者 滋賀県守山市守山五丁目4番30号
滋賀県病院事業庁（滋賀県立総合病院）
滋賀県病院事業庁長 正木 隆義 (印)

乙 物品管理者 (印)

丙 販売者 (印)

別紙明細書

(単位:円)

品目コード	品名	規格	メーカー名	定価	契約単価 (税別)	単位

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙および丙(受託者)は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙および丙(受託者)は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者(第三者である再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲(発注者)の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲(発注者)が乙(受託者)に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙(受託者)自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲(発注者)の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡され、または乙(受託者)自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲(発注者)の指示に従い、物品の売買業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(修繕業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務に従事している者に対し、この物品の売買業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 甲(発注者)は、乙および丙(受託者)がこの物品の売買業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙および丙(受託者)は、甲(発注者)の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 甲(発注者)は、乙および丙(受託者)がこの物品の売買業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、同受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙および丙(受託者)は、この物品の売買業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲(発注者)に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第13 甲(発注者)は、乙および丙(受託者)が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めるときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。